

公益財団法人千里リサイクルプラザ役員及び評議員の報酬等に関する規則

制 定 平成24年 4 月 1 日 規則1

最近改正 令和 5 年11月22日 規則2

(目的及び意義)

第1条 この規則は、公益財団法人千里リサイクルプラザ（以下「本法人」という。）の定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の支給)

第3条 本法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会等出席及び業務に従事した場合、定額を支給することができる。
- 3 評議員には、定款第14条に定める金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 本法人の常勤役員の報酬月額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 250,000 円 以内
- (2) 副理事長 月額 220,000 円 以内
- (3) 専務理事 月額 200,000 円 以内

ただし、職員兼務役員については、職員給与を支給し、役員に対する報酬は支給しない。

- 2 非常勤(吹田市の職員を兼ねる者を除く。)の理事長、副理事長及び専務理事の報酬の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事長 日額 20,000 円 以内

(2) 副理事長 日額 18,000 円 以内

(3) 専務理事 日額 16,000 円 以内

3 非常勤役員（前項の非常勤役員及び使用人並びに吹田市職員を兼ねる者を除く。）に対する報酬の額は、1日につき、8,400 円以内とする。

4 評議員（吹田市の職員を兼ねる者を除く。）に対する報酬の額は、1日につき、8,400 円以内とする。

（報酬の支給日）

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって、毎月一定の定まった日に支給するものとする。

2 非常勤役員のうち理事長、副理事長及び専務理事の報酬は、日額をもって、毎月一定の定まった日に支給するものとする。

3 非常勤役員（前項の非常勤役員を除く）及び評議員にあつては、理事会及び評議員会出席等、必要の都度、支給するものとする。

（報酬の支給方法）

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

第7条 本法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

（公表）

第8条 本法人は、この規則をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（規則の変更）

第9条 この規則の変更は、評議員会の決議を経て行なう。

（補則）

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公益財団法人千里リサイクルプラザの移行の登記の日から施行する。（平成24年4月1日移行登記）

附 則（平成26年5月28日 規則4）

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成27年5月29日 規則4）

この規則は、平成27年5月29日から施行する。

附 則（令和5年11月22日 規則2）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。